

会 議 名 議会改革特別委員会
開閉日時 平成23年10月18日(火)
午前10時00分～午前10時49分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 磯田義弘、 2番 黒川美克、 6番 幸前信雄、
9番 北川広人、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、
14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、杉浦辰夫、鷺見宗重、小嶋克文

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第4回の検討結果について
- 2 議会運営及び各派会議に関する申合せ事項等の見直し(案)について
- 3 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異議なし

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。

議題

1 特別委員会第4回の検討結果について

委員長 過日特別委員会検討結果、第4回の検討結果について配布をさせていただいておりますが、お目通しをさせていただいていると思います。何か御意見等がございましたらお願いいたします。

意(13) 別にございません

委員長 よろしいですか。

意見なし

2 議会運営及び各派会議に関する申し合わせ事項等の見直し(案)について

委員長 この件につきましては、前回の委員会において今後議会報告会の実施方法等中心として検討していくわけですが、その前に、現在ある議会運営の申し合わせ事項等を改めて各派で検討願い、書面にて見直し案を事務局へ提出していただくようお願いしておりました。そこで、提出されたものをお手元に配布させていただいておりますので、本日は申し合わせ事項等を、御協議をお願い

いしたいと思います。まず、提出されております、市政クラブさんから見直し案の内容説明をお願いいたします。

意（13） それではですね、本当は簡単に済ませるつもりでございましたんですが、実はこの際ですから、語句の部分あるいは、また、こういった表現をこういうふうに変えたほうが良いという、確かにその歴史的な、今までのこの中身は歴史的な部分というのが結構あるとは思いますが、この際一つ、しっかり見直してということで、当局でもちょっと見直しもしていただきました。それで、うちの会派から出させていただいたところ、しっかりございますので、すべてちょっとお目通しをしていただければいけないと思います。1から説明させていただいてよろしいですか。

資 料 に 基 づ き 説 明 （15分間程度）

委員長 それでは、続きまして、市民クラブさん。

意（2） うちのほうは、案はもっておりませんので、これをちょっと見させていただいたんですが、それでいいのではないかとこのように思います。

委員長 ただ今、各派から説明がありましたけれども、具体的な案を提出されております、市政クラブさんの案を基に御検討、御協議を進めたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのようにさせていただきます。それでは、現段階で御意見等あるいは質疑も含めてですね、ございましたら発言をいただきたいと思っております。

意（12） 1ページ目の（2）のところですが、2人以上の所属議員を有する会派より選出された代表者をもって組織するというふうに変えたいということですが、交渉団体というのを変えて会派よりというふうに変えたいということですが、なっているというふうに思うんですが、これはどういう考えで

もって変えたのかということと、それから、まず、そこをお示してください。

意（13） 基本的にはですね、私ども、今、交渉団体ということは、我々の仲間の中でもね、言っておりませんので、会派の共産党さんあるいは云々という、そういうですね、言い方でやっておりますので、私のほうは交渉団体イコールその会派というふうに理解をしておりますので、そういう言い方でございます。

意（12） 2ページの請願書、陳情書等についての（1）のところですが、陳情者等の住所が市外、所在地ということになっていますが、これを、今まで郵送が配布ということだったのですが、市外の陳情者についても配布のみとするということになると、今まで取り扱っていた部分が狭められることにもなると思うんですが、その点はどのように考えてみえるのでしょうか。

意（13） 基本的に私どもがですね、やはり市民のために私ども議会をやっているという感覚でおります。そういう意味から言ってですね、やはりその中でいろいろな団体があっても結構だと思いますが、その中で我々の高浜市民のお一人でも二人でもね、そこにお名前があればということだと思っております。そういうことで、いろいろあるでしょうが、そのやっぱり高浜市民が関係した団体、そういうものを私どもが審査をすべきというふうに思いますので、何でもかんでもやったら、えらいことだなという感じもしないでもありませんが、そういう考え方です。

意（12） 市外の者については配布のみとするということになっているんですが、市外というふうに条件をつけてしまうと、その団体について市内の方がみえても、たまたま名前が載っていないということで配布のみになってしまう場合もありますから、これは、やはり今までのように、郵送については配布のみとするという面ではやむを得ないとは思いますが、今までのような形のほうがいいのではないかという気がいたします。それから、3ページ目の意見書案、決議書案のところですが、（2）の1会派でもということ、議員定数の12分の1以上の者の賛成をもってというふうに変えたいということなんですが、12分の1という数字が、どこからそういう基準が、根拠はどういうふうになっているのか。お示してください。

意（１３） これはですね、議員の提案権の部分だと思っておりますが、これは、事務局のほうに振ったほうが、説明がじょうずに言っていたかかなど。

事務局長 議員定数の１２分の１以上の者の賛成をもってという案でございますけれども、この件につきましては、地方自治法第１１２条において、今、磯貝委員さんのほうからお話がありました、議員の議案提出権というのが地方自治法第１１２条に定まっております。その第２項において議案を提出するにあたっては議員の定数の１２分の１以上の者の賛成がなければならない、ということが２項で定まっております。第１項では、議員は議会の議決すべき事件につき議会に議案を提出することができる、この規定を受けて第２項において、その条件として１２分の１以上の賛成者ということが自治法では明確に規定をされております。

意（１２） 同じく、その４のところですが、定例会招集前の議会運営委員会というのを、定例会招集前をとって議会運営委員会というふうに。

意（１３） これを入れるんです。下に網掛けがありますでしょ。

意（１２） 定例会

意（１３） の招集告示日に

意（１２） 定例会開会の招集告示日に、開会の招集告示日に開催される運営委員会ということですね。具体的に。

委員長 変ってない、同じ、同じような話ですよ。

意（１３） 同じことですよ。

意（１２） 一緒というふうに、承知していいんですね。

意（１３） これもですね、ちょっと事務局のほうに一回説明していただいたほうがいいと思いますが、実はその一週間前、決まっていますよね。これが実は、不測の場合がありまして、８日になってる部分もあるんですよ、事務局さんからも話がありまして、そういうふうに決めずに、その定例会開会の招集告示日という形にしたほうが、その多少のね、この何ていいますか、があってもね、そういう言い方のほうが間違いないかなということで、全然かわってませんので、すみません、議会用語風に変えただけの話ですから、ひとつよろしく願いします。

意（14） 2ページ目の請願書、陳情書等という、「等」というのは何を指しとるんだったかね、ちょっと、今、ふと思って。もう一つは、先ほど、ありましたけども3ページのところの全会一致をみないものについては、12分の1以上の賛成者をもってという、これは、賛成者をもって議運か何かに提案して、そして、そこで承認というか本会議でまた採択するという形の手続きをとるんですかね。

意（13） まずね、今、内藤さんがおっしゃいました、まず、「等」のほうですが、意見書あるいは決議書というものが出てきますので、そういう意味で「等」というふうに含んでおいていただけたらと思います。それと、今の3ページ目の3の（2）のところだと思いますが、要は、1会派でもというふうに置きかえてお考えいただければ結構だと思いますが。全然、その変な意味で12分の1と言っておりませんので、要は、12分の1というのは、1会派という。ですから、12分の1というのは。

委員長 違います。

意（13） そういう意味ではないの。

委員長 一人の会派は出せないです。

意（13） そういうことです。

意（14） いわゆる、議運の場において。

委員長 手続き上の問題でしょう。事務局、すみません。全会一致を見ないものについては、どのような手続きをもって提出することになるのかという御質問だと思いますが。

事務局長 端的に申し上げれば、議運で最終的に決定するということになるろうかと思います。

委員間にて意見交換

委員長 他にございますか。あの、今日、多分、皆さん、初めて見られていると思いますので、一度お持ち帰りをいただいてですね、御検討いただきたいと思います。もう一つ、先ほど、12番委員がおっしゃてました、2ページの2

番、請願書、陳情書等についての部分、ここについての議論が、今、されましたけれども、ここについてのところも、しっかりとですね、それぞれの会派で、また御議論いただいてですね、どのようにするかという形で決めていければなと思います。たくさん手直しがありますけども、先ほど、13番委員が説明をしていただきましたけども、言葉をですね、要は、もともとあった申し合わせ事項に継ぎ足しでやってきていると思うんですよね。文章を見ると。ですから、この際ですから、文章を少し精査しようということで直したところが大半であります。大きく変わったところというのは、先ほど説明して、ここは変えましたというような説明があったところがございますので、そのところについては、しっかりと議論をしてきていただいてですね、各会派の皆さんこちらにみえますので、次回にはしっかりと意見が集約できるようにしていきたいというふうに思いますけども、そのような形でよろしいですか。

意(12) 6ページの携帯電話等の取り扱いについての上のところ、(2)、(3)、とありますが、(3)は、これ、変更がないと思うんですが。

委員長 実は、ここ(3)がなかったんです。ここは。なくて、署名委員は副委員長としてという文章がそのまま載っていたんですよ。だから、(2)の下にそのまま付け足しになっていたものですから、あえて、(3)にして、文章をわけたんです。でいいですよ。項目としてわけたわけです。

意(14) 携帯電話のところですけども、いいんですけども、ごく常識的なことが、わざわざ書いてあるということが、ちょっと情けないような気もするんですけども。もともとね。だけど、これは音が出なければ会議中に使っておってもいいのかなという、その辺のマナー的なことは、別にマナーだから当たり前だから、あえていう必要ないと、あえてここに書いてあるということ事態が、そもそもね、疑問に思うというか。その辺はどういうふうに皆さんお考えられるのか。

意(13) 一つはですね、よそに聞いてみますとね、安城が一番厳しいそうです。携帯電話は議場内に持ち込めない。こういう形になっているようでございます。今の携帯は御承知のとおり、手帳の役目もしてみえますよね。今の議員さんはおみえにならないと思いますが、その何ていいですかね、よそから見

てね、携帯をいじくっていると、それがその手帳の役割の部分かもしれませんが、あるいは、また、メールという部分もありましょうが、あまり厳しく最初からですね、今、内藤皓嗣さんが言われたように、どうかなとは思いますが、高浜市はそういうことはないとは思いますが、このぐらいでどうかなというふうに思って、個人的にですね、思っております。

委員長 それでは、議会運営に関する申し合わせ事項については、以上とさせていただきます。次回、再検討をさせていただくということですので、よく精査をいただきたいと思えます。それから、各派申し合わせ事項のほうは、どの会派からも提出がございませんでした。これのほうは、見直しは、なしということよろしいですか。

異 議 な し

委員長 それでは、各派申し合わせ事項については、現行通りという形にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3 その他

委員長 次にその他になりますけども、ここです、今、御苦労いただいていると思えますけど、各委員長さんをはじめ委員会の皆様方にはですね、11月に模擬で行うためにですね、議会報告会用のモデル版というんですかね、その内容について、今、つくっていただいていると思えます。それで、これに関しまして、たまたま、各委員長さん、議運の委員長さんも含めてですね、私と同一会派ですので、いろんな場面でお話をさせていただきまして、前回ですね決めさせていただいた中で、議会運営委員会が、まず議案説明をすると、その後各常任委員会委員長が経過報告をするというお話を前回決定をさせていただきましたけども、議案説明と議案説明を抜いて経過報告というのが非常にやりにくいのではないか、要は、市民の方々に対して聞き取りにくいのではないかというような話が多々ございました。それで、若干流れをですね、今一度考え

てみますと、議会報告会として全体的に市民の方々にわかりやすい形にするためというのが本位ですので、これは委員長提案で恐縮なんですけども、議案説明に関しては、基本的に委員会付託のないもの、今回の9月定例会においては、同意案件それから報告、そういった関係のものをやっていただいて、議案付託のあるものに関しては、各常任委員会のほうで議案説明を含めて経過報告をしていただくという形をとらせていただいたらどうかなというふうに思います。それから、もう一つ、委員会の経過報告ということではなくて、あくまで議会を代表して委員長さんがやっていただくということですので、委員会での採決状況を報告するのではなくて、本会議での採決状況を報告するという形まで、各委員長さんのほうに経過報告をしていただくよう委員長さんのほうにお願いをするという形にしたほうがわかりやすいんじゃないかなということも思っております。ですから、各委員会が出された、意見ですとか、例えば賛成意見、反対意見がございます、それから本会議で行われた討論で出された御意見がございます、そういったところも含めてこういう議案に対してこういう議論がなされて、こういう採決結果になりましたというような形の報告をしていただくと、そのほうが、多分わかりやすいんじゃないかなという気がするんですけども、そのような形で進めていただくようなふうで、各委員長さんよろしかったでしょうか。

意 見 な し

委員長 一応、委員長さんだけ了解だけ得ておいて。それで皆さん方、委員の方々、そんなような形にちょっと変えさせえていただくというんですかね、そんなようなことで思ったんですけど、いかがでしょう。

意(13) この場を借りて、議運の委員長として、議運の方の役目は、私が、今、つくっておりますので御安心ください。

意(14) それで、この間もちょっと考えておってですね、全体の時間とそれぞれの委員会に割り当てられた時間があると思うんですけども、あの議案が多いからといって、いつまでも2時間も3時間もやっているわけにもいかない

と思いますんで、全体の時間とそれから各委員会に与えられる時間というものを決めておいてもらったほうが、議案の中には市民に説明しなくてもいいような議案もあるかと思えますし、だから重点的にここを説明したほうがいいというのがあると思えますんで、時間をある程度こう割ってもらいとありがたいと思えますけども。

委員長 そのような御意見ですけども、前回ではですね、おおむね、全体で1時間ぐらいで終わったほうがいいのではないかというお話がございましたけども、3月議会を報告会を想定すると、3月議会にも予算がありますので、やはり今回と同じように、今回も決算がありますから、時間的にみると各委員会をそれぞれ20分ぐらいずつとって、そうすると、それで1時間ですよ。それで前後くっつけて1時間半ぐらい、やっぱりかかるのではないかなという気がします。

意（14） 例えです、20分は結構長い時間だと、聞く人で見ればね、説明するほうとしては20分でも足りないかもしれませんが、聞く側としては20分、こう聞いているのは苦痛なことかもしれませんので、例えば簡単な資料を1枚なら1枚のペラとか何とかで添えてその説明に加えるというか、そういうこともできるんでしょうか。

委員長 これもまだ、実際、リハーサルというか、事前のものをやってみないとわからないですけども、できれば配布資料も必要でしょうし、あるいはパワーポイントみたいなものを使ってビジュアル的にも見せる必要があるのかなということも思ってます。これはまた、11月に一度やってみてですね、こういう資料があったほうがいいぞとか、こういう見せ方をしたほうがいいぞとかいう御意見をまたいただいた中で検討していきたいなというふうに思っておりますけども。よろしいですかね。

意（14） 話として、何か自分が必要だと思ったら出していい。

意（6） 今、時間の割り振りは均等というお話があったんですけども、自分が、今、つくっていて、福祉文教と決算特別があると、どうしても決算特別のほうが時間がかかるんですよ。特に決算についてはね、予算に対する執行状況の議論ですから、それでも短くて済むのかなという気がするんですけども、

予算、もしやるとすると、予算の各論の話がいっぱい出てくるよりも、全体の概略の話をまず説明してあげないと、各論をいっぱい話されても聞いている方はわからないと思うんですよ。そうやって考えると、予算に重点をおいたような説明のしかたのほうが、皆さん興味があるというか、これから1年間、どういふことをやっていくんだということがそこで見えてくるわけですから、やはり基本はそちらのほうに時間を振ってやらせていただけたらなという気がするんですけども、たまたま、二つもっているんで、その中での調整はきくとは思いますが、ちょっとまだ重点的に、要は、市民の方に議会として何を訴えたいんだということは、今回やるのがね、すべてずっと踏襲しながらやっていくのではなくて、改善していけばいいとは思いますが、基本的にはつくってそういう感覚があるものですから、決算にしても、その議論されている内容よりは、やはり市民の方にいかにわかっていただくという部分のほうで、ちょっとウェイトおいたほうがいいのかなというふうに感じているものですから、ちょっとその辺は御配慮いただければなというふうに思います。

委員長 今、そういう御意見がありますけども、これは各委員長さんはじめ委員会のほうへお任せをして、一度、とりあえず、一度やってみないとわからないところもありますので、先ほど言ったように、大体、審査結果、経過の報告に関しては、全体の中で、1時間ぐらいという枠取りをしていきたいというお話で御理解をいただきたいというふうに思います。それでは、そのところ、これでよろしいですかね。今月末までに、なんとか、各委員会でお話をいただいでですね、次回が11月11日になるんですが、そこでは、その中身を一度話し合うという話をしたんですけども、それ以降がすぐ12月定例会になります。半月で。皆さん方、いろいろと支度もあると思います、準備もあると思いますので、できれば、11月11日に試行的リハーサルをやらせていただけたらなと、やってみて、それでまた皆さん方から細かい御意見をいただいで、これをこうしたらどうだ、ああしたらどうだという話をいただいたほうが多分より具体的な御意見がいただけるのではないかなという気がいたします。ですから前回とはちょっと変わりますが、11月11日の次回議会改革特別委員会の中で、議会報告会の試行的リハーサルをするということで御理解をいた

できればと思います。よろしいですか。

異 議 な し

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、その他、他に議題というの
がありませんけども、今日、実はですね、お配りをしております、半田市議会
の第2回の議会報告会が10月15日に開かれました。その資料のほうをお配
りしております。実は、これ私は行けなかったんですが、柳沢議員がのぞきに
行っていただいて、資料ももらってきてくれました。その時の中身の話を柳
澤議員から私のほうは聞いておりますので、ざっとの説明をさせていただきます。

資 料 に 基 づ き 説 明 （4分間程度）

委員長 よろしいですか。

意（6） 前回の時に、そのうちの議会報告会で、パワーポイントとかいう話
があったかと思うんですけども、半田のほうはこれやられてないんですよ。
資料だけ、なんですよ。どうしていくかとかいうか、パワーポイントのほう
が説明しやすいのはしやすいんで、自分、個人的にはつくるのはそんなに苦痛
じゃないですよ、別に、パワーポイントは、個人的にはね。

委員長 やり方として、どういうふうにしていくかというところもそうなん
ですけども、やっぱり一度ですね、11月11日に試行的リハーサルをやってみ
て、どういったものが、手元にあったほうがいいのかとか、例えばパワーポ
イントを準備しても、会場によってはですね、パワーポイントが見にくかったり、
見えなかったりだとかいうことも考えられますので、当然パワーポイントのそ
れと同じ資料を手元に渡さなければならぬだとかということにもなりかねな
いとは思いますが、一度ですねそれに関しては、また、どういう見せ方がい
いのかということをもた皆様方から御意見をいただけたらなというふうに思
いますので、それともう一個は、今、言われておりましたけども、一度やった形が

それですっといくよという話ではなくて、そこでまた市民の方々からの御意見をちょうだいして、どういう形がいいのか、報告会として、前に言ったようにですね、高浜の中を例えば3カ所やるのがいいのか、5カ所やるのがいいのか、1カ所でいいのか、そういったことも当然御意見としていただかなければいけないと思うんですよ、それから、議会報告会という形でなくても、休日議会をやれたとか、夜間議会をやれたとかというような話もあるのかもしれませんが、あまり、この形でいくんだというふうに、始めから決めてかからずに、まず、初めにやって、皆さん方にできるだけ来ていただいて、そこでできるだけ沢山の御意見をいただいてというところからスタートできればというのが、一番初めにお話させていただいたことですので、まずそのようなスタイルでいければなと思っております。それでは、他によろしいですか。

意 見 な し

委員長 それでは、なければ、以上もって議会改革特別委員会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

閉会 午前10時49分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長